

一般管理費等率 1月から引上げ

19年ぶり積算基準改定

中規模庁舎
モデル例

予定価格 2.6%上昇

国土交通省は20日、予定価格を算出するためのツ
ールとなる国の統一基準「公共建築工事積算基準」
を改定した。1997年以来、19年ぶりに一般管理
費等率を見直す点が最大のポイント。予定価格が約

国交省

9億円の中規模庁舎をモデルケースとした場合、予
定価格(工事費)は約2.6%の上昇となる計算だ。
17年1月以降に入札公告する営繕工事から適用を開
始する。

一般管理費等率の改定

工事原価	従来		
	500万円以下	500万円以上30億円以下	30億円超
建築	11.26%	工事原価に応じて変動	8.41%
電気	11.80%		7.35%
機械	11.20%		7.52%



工事原価	改定		
	500万円以下	500万円以上30億円以下	30億円超
建築	17.24%	工事原価に応じて変動	8.43%
電気	17.49%		8.06%
機械	16.68%		8.07%

*電気と機械設備工事における区分は「300万円以下」「300万円
以上20億円以下」「20億円超」の3つ

受注者にとつての適正な利・事品質確保促進法(品確法)
潤の確保などをつたう公共工の基本理念に沿って、発注者
の責務である「適正な
予定価格の設定」につ
なげることが狙い。積
算基準の改定は年度当
初に行われるのが通常
だが、前倒して改定を
行う。
柱となるのが、予定
価格(工事費)を構成
する直接工事費と共通
費のうち、共通費の一
部である一般管理費等
率の改定。合わせて、
下請企業の経費率も見
直す。
同日付で各地方整備

局に改定内容を通知。都道府
県や政令市にも参考送付し
た。
地方自治体は、国の基準に
準拠しているケースが多いこ
とから、来年1月以降に順次
この改定内容を踏襲した形で
積算基準の見直しが行われる
公算が大きい。
建築工事における一般管理
費等率は工事原価が500万
円以下、500万円以上30億
円以下、30億円超の3つに区
分。従来の一般管理費等率は
「11.26%(500万円以下)
18.41%(30億円超)」の
間で設定、500万円以上30
億円以下の中間層は金額に応

じてその率変動する仕組み
となつていた。その率は工事
原価が小さくなるほど、伸び
率が高くなる。
改定後の一般管理費等率

は、工事原価が500万円以
下の場合は、5.98%の上昇
となる「17.24%」、30億円
超のケースは0.22%の上昇
となる「8.43%」。同様に
300万円以下、300万円
以上20億円以下、20億円超の
3つに区分している電気設備
と機械設備工事はそれぞれ従
来から0.71%・5.69%・0
55%・5.48%の上昇となる。
一方、下請企業の経費の引
き上げ率は、それぞれの専門
工事職種によって異なるが、
平均で約5%程度の上昇にな
るといふ。

目安として、総工事費約9
億円(建築工事が約5億円、
電気と機械がそれぞれ2億円
程度)のRC造4階建て延べ
3000平方メートルの中規模庁舎
をモデルにすると、今回の改
定によつてその予定価格は約
2.6%の上昇となる。
一般管理費等率の引き上げ
では、土木工事(土木工積
算基準の改定)が15年度に20
年ぶりとなる引き上げを行っ
ている。この土木工事での
引き上げを受けて、官房官庁
営繕部は営繕工事を受注した
経験のある約450社を対象
に財務実態調査を実施。引き
上げの必要性を含めた検討を
進めていた。

平成28年12月21日
建設通信新聞